

原規規発第 22060110 号
令和 4 年 6 月 1 日

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年12月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））

【第4四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所3号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所3号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○大飯発電所3号機 保全の実施不備によるA-循環水管ベント弁付近からの海水漏えい（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

運転中の大飯発電所3号機において、雨水による腐食でA-循環水管ベント弁と循環水管の接続配管が貫通し、海水漏えいが発生した。

このため事業者は、A-循環水ポンプを停止し、復水器の真空度を安定させるため、原子炉出力を約70%まで低下させた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所4号機
令和3年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和3年度に原子力規制庁が関西電力株式会社大飯発電所4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和3年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和3年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○大飯発電所4号機 燃料取扱装置における不適切な是正処置について（緑、S L IV（通知なし））【第1四半期】

2018年、3号機燃料取替装置においてゴム製Oリングの経年劣化による駆動用空気漏れが発生した際、是正処置として同一機種である4号機も含めてゴム製Oリングを使用した部位に対する適切な是正処置を実施すべきであったが、4号機の同一機器を是正処置の対象にしなかった結果、2019年、4号機燃料取替装置において同様の空気漏れが再発していた。

○大飯発電所における核物質防護事案（物理的防護）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

核物質防護の設備に係る無停電電源装置の必要な機能が維持できていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和3年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」及び深刻度「S L IV」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価す

る。

3. 次年度以降の検査計画

令和4年度の原子力規制検査は、令和3年度を通じて対応区分が第1区分であることから、引き続き第1区分とし、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nsr.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html